

令和5年11月定例会 総務委員会（付託）

令和5年12月12日（火）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（11時21分）

これより未来創生文化部関係の審査を行います。

未来創生文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

佐藤未来創生文化部長

報告事項はございません。

眞貝委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井下委員

私から、不妊治療に係る助成について、ちょっとお伺いいたします。

現在、国でも定めておりますが、40歳未満だと6回、40歳以上の方だったら3回とか、今基準がありますよね。菅総理のときかな、やり始めたのですが、不妊治療については、高額の治療費が掛かることから、国の少子化対策の一環として令和4年4月から一部の不妊治療に保険が適用されるようになりました。

以前は、高額のコストが必要だった治療も窓口での負担額が軽減されることになりましたので、私の弟とかも車を買えるぐらい使ったという話をしておりましたが、こういった保険適用の拡大の背景には晩婚化による少子化があり、不妊に悩んでいる夫婦が年々増しているというのも挙げられると思います。

現在、不妊治療をされている方の状況が分かれば教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま井下委員より、不妊治療の現状ということで御質問を頂きました。

国のデータで、2021年の出生動向基本調査によりますと、不妊を心配したことがあるという御夫婦の割合が39.2%、これは3組に1組の割合になります。

不妊の検査又は不妊治療の経験のある御夫婦につきましては22.7%、4.4組に1組の割合になります。

このような状況で、不妊というのは特別なことではなく、身近な問題になってきて

おるといような状況です。

また、日本産婦人科学会が取りまとめた報告書、令和3年の全国調査によるものですが、不妊治療の件数や不妊治療により生まれた子供の数が過去最多となっております。この中で、不妊治療により生まれた子供の数は全国で7万人と言われておりまして、同年の厚労省の人口動態統計によります出生数が81万人余りとなっておりますことから、11.6人に1人が不妊治療によって生まれた子供ということになっております。

#### 井下委員

一概には言えないのですが、3人に1人が不妊に悩んでいる。その中で大体4人に1人ぐらいが、こういう医療を受けているということです。

これまでは、高額な医療負担がということで控えられていた方もいらっしゃるかなと思うのですが、その中でも7万人の子供が誕生しているというのは、ものすごい結果だと思います。やはりここはすごく重要視をしなければいけないのかなと思います。

不妊治療が特別なものではなくなってきた、保険適用になったとはいえ、1回の治療で妊娠できる方ばかりではなくて、先ほど言いましたけども、複数回チャレンジされる方も多数いらっしゃる状況だと思います。こういった方は、悩んだりとか、年齢のこともあると思いますので、心身の負担に加え、経済的な負担というのも伴っております。

これまで高額な費用負担を支援していましたが、保険適用と同時に事業は終了していません。保険適用前は、県と市の助成支援を利用して、ほとんど自己負担がなかった方が保険適用後は高額医療費制度を活用しても一定の負担が必要となり、人によっては、かえって負担が増えたという方もいらっしゃると思います。

こうした方を経済的に支援するため、市町村で独自に助成事業を支援しているところがあるようですが、県内でどのように把握されているのでしょうか。

#### 大井こどもまんなか政策課長

市町村におけます不妊治療の助成事業の状況についての御質問でございます。

県では、先ほど委員からもお話がございましたとおり、健やかに子供を産み育てる環境づくりを進める観点から、国の助成制度を活用いたしまして、平成16年度から不妊治療が保険適用になるまでの間、このとり応援事業といたしまして保険適用外の不妊治療に対しまして、1回30万円を上限に、国が示します年齢に応じた基準回数まで助成をしており、延べ1万1,280件の不妊治療に助成を行ってきたところでございます。

また、市町村におきましても不妊治療が保険適用になるまでは、国、県の助成の上乗せという形で全ての市町村が助成を行ってございましたが、これらにつきましても保険適用とともに助成を終了している状況でございます。

なお、この保険適用後の状況ですが、現在県内四つの市で自己負担の部分に係る助成を実施されているということでございます。

#### 井下委員

四つの市でやっていただけているということは評価できると思うのですが、全てではなくて、住んでいる地域によって違うという状況だと思います。

先ほども言いましたが、やることによって結果が出るというのは見えているのかなと思っております。これほど分かりやすい少子化対策はまずないということを前提に、ちょっとお話をさせてもらいますと、不妊治療を望まれる方は、今言っみたいに心から妊娠出産を希望されて子供を持ちたいという方々です。

国を挙げて喫緊の課題である少子化対策に取り組む中、住む町によって一歩先に進める方と、諦める方の差が出ている中で、こういったことがないように、こうした方々を県が率先して支援していくべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

大井こどもまんなか政策課長

県の不妊治療に対する助成についての御質問でございます。

不妊治療の保険適用に伴いまして、不妊治療に係る県の助成事業は一旦終了しております。しかしながら、妊娠を希望する御夫婦に自身の健康状態を知っていただき、必要な方に早い段階で不妊治療に取り組んでいただくための新たな試みということで、妊孕性、これは妊娠する力ということなんですけれども、その検査に係る助成事業を昨日からスタートさせておるところでございます。

この新たな助成事業につきましては、不妊症が女性だけの問題だけではなく、約半分が男性側にも原因があるという統計も踏まえまして、早い段階から御夫婦自身の妊娠する力であったり、それから妊娠に対する正しい知識を持っていただくために県下の産婦人科の医療機関と連携いたしまして、夫婦で受ける検査に掛かる費用に助成を行うものでございます。

一方、委員お話しのとおり、保険適用となった不妊治療への助成につきましては、出産を希望される方が経済的な負担を理由に治療を諦めてしまうということがないように、基礎自治体であります市町村の声を聞くとともに、他県の状況なども調査しながら検討してまいりたいと考えております。

井下委員

重ねてになりますけど、先ほど、このとりの事業も1万件を超えた実績があるという話もしていました。

こういった不妊治療、妊娠出産を望まれる方がいる中で、先ほど妊孕性のお話もちょうと出たのですが、親になることもそうですけども、親になる前の段階の周産期の知識も我々は学校で学ぶことはなかったような気がします。

その中で、この妊孕性の話を、もっと早い段階で、どこかでしっかりとやれるのがいいのかなと思っております。それが学校関係かは分かりませんが。

結婚する前から子供を持ちたいと思っていただくには、経済状況も当然大事なのですが、今おっしゃっていただいたような不妊治療のようなダイレクトな支援はより効果があります。何度も重ねて言いますが、出産を強く望まれている方が対象ですので、是非、市町村と一体になって、お金がネックで二人目がなかなか難しいという方を、一人でも少なくできるように対応していただきたいと思います。

実際どこまでの範囲でやるかちょっとまだ分かりませんが、それを含めた予算をしっかりと付けていただきたいと思います。これほど効果がある予算はなかなかないと思いますので、しっ

かりと対応していただきたいと思います。と思っております。

次に、子供の施策に係る予算についてお伺いします。

現在、県議会で私が座長を務めているのですが、子供の権利に重点を置いた徳島県子ども未来応援条例の制定に向けて検討を重ねております。このほど、これを取りまとめたところで、県民の皆様にはパブリックコメントという形で御意見を募集しております。また、それを踏まえた上で2月定例会に提出する予定となっております。

この条例は、子供の生きる、育つ、守られる、そして参加するという四つの権利から成り立っており、子供自身が持つ権利が守られることをはじめ、子供たちの意見を聴き、施策に反映することや子供の居場所などの環境整備を定めております。

この条例が制定されましたら、理事者の皆様、我々議員もそうなんですけど、着実に実施できる予算を確保しなければいけませんので、覚悟をしておいてくださいとあらかじめ言っておきます。

6月議会で私らの会派から子ども未来基金について提案させていただきました。今回、迅速に対応していただいたということでございますが、この基金を子ども未来応援条例の施策展開に活用し、予算をしっかりと確保していく必要があると思っております。

この辺のひも付けをしっかりとやらないといけないと思うし、皆さんも二つの条例が一つにつながっていないというところもあるかと思っておりますので、この辺の予算確保について今どんな感じでしょうか。ちょっとお伺いします。

大井子どもまんなか政策課長

ただいま、議会で進められております子ども未来応援条例と、今回、条例案を提出させていただいております新たな基金についてのお話でございます。

子ども未来基金については、今回議案を提出させていただいておりますが、充当事業といたしましては、子供の関係法令を踏まえて実施いたします、子供自身、それから子育てをされている当事者への支援に必要な事業、少子化対策事業、この辺が基金の条例案で示されております。委員からお話ございました子供の権利に重点を置きました子ども未来応援条例に定められております取組につきましては、当然その対象になると認識いたしております。

また、子ども未来応援条例の基本理念でありましたり、子ども基本法を踏まえ、今、国が策定を進めております子ども大綱の案がまとめられているところです。

当事者であります子供の意見に耳を傾けて最善の利益を考慮しながら、その施策を実施するということがうたわれておりまして、そのためにも、今後は子供が安心して意見を言えるような機会の場の創出、子供自身が権利の主体として子供の権利を理解することが不可欠になってこようかと思っております。

県といたしましては、こうした子供のための条例は、子どもまんなか社会の実現に向け非常に重要であると認識しております。条例が制定された際には施策をしっかりと推進できますように、この子ども未来基金の活用を含めまして、十分な予算の確保につきまして、財政当局と調整をしてまいりたいと考えております。

井下委員

是非お願いいたします。

条例ができましたら、先ほども言いましたが、こどもの権利ということで、結構かなり重要なことです。例えば、この間も議論が出ましたけれど、学区制の話も子供の権利でいうとどうなのかという議論にもなってくると思います。子供の権利、子供の目線を踏まえて、目の前の予算ではなく、20年後に結果が出るような予算をしっかりとやっていかなければいけないと思います。これは知事部局も議会も含めてですが、しっかりやらないといけない。

一つお願いがあります。

先日、木下副座長と四国大学の授業に参加させていただきました。大学生を子供と言うかどうかは別として、いろんな子供たちの意見を聴きたいという思いがあります。これは議会としても努力しないといけないと思っているのですが、是非そういう機会を作っていただきたいと思っています。

まず、子供自身が自らの権利を知ることが条例のスタートだと思っております。例えば年齢に応じて、子供たちに周知啓発をしていくことが必要かと思いますが、しっかりと教育委員会と連携しながら、まず全ての子供たちにちゃんと自分たちに四つの権利があるということを知ってもらわないといけないので、ここにしっかりと予算付けをしてスピード感を持ってやっていただきたい。

順調にいけば、4月1日ぐらいから条例が施行されると思いますので、そのときから、ではやりましょうではなくて、ものが用意できているような状態を望んでおります。しっかり部局間で連携しながらやっていただきたいと思っております。

様々な支障があると思いますので研究を重ねていただけたらなと思いますので、お願いします。

また、こども未来基金の使い方についても、これまでどちらかというところ起債だとかいろいろと国の制度に上乘せとか、そういったことが多かったと思うのですが、是非失敗を恐れずチャレンジできるような、先ほど不妊治療の話もしましたが、独自の予算を付けていただけたらと思います。

また、その際に限られた原資であるのであれば、例えばふるさと納税とか休眠預金、これは徳島で余り活用されていないということだったので、こういう休眠預金の活用についても、また部局間で連携していただいて、財源の確保に努めていただきたいと思っておりますが、最後に意気込みだけ聞いておきます。

大井こどもまんなか政策課長

最後に意気込みということでお話がございました。

こども未来局がこの6月に立ち上がりまして、職員一同こどもまんなか社会の実現に向けてしっかり取組を進めてきたところでございます。

今までも基金の創設であったり、取り組むべき、できることはしっかり取り組んできたところでありますので、次年度に向けまして、今議会に組織の条例案等が出ておりますが、体制を更に強化した上で、お話がございました財源面につきましても財政課としっかり調整をしながら、こどもまんなか社会実現に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

## 井下委員

是非、よろしく願いいたします。

20年先はすごく遠いような気がするのですが、子供や親の支援というのは、今から振り返れば20年前にやっておけばよかったということがいっぱいあると思います。しっかりと自信を持って取り組んでいただけたらと思いますのでお願いいたします。

次に、新ホールについてお伺いいたします。

これまで、新ホールについては周辺の既存ストックを活用するとか、小ホールは市でやるとか、徳島駅から新ホールの場所までのにぎわいづくりをやるとか、県民の皆様にアンケートを取るとか、音響とか設計が悪いのではないかとか、今回、埋蔵文化財がまた出てくるのではないかとかが出てきております。

これまで、私たちのスタンスとしては審査のしようがないという話でした。

この間、様々な質問の中で調査費について言及がございました。この中身は、現在出てきていませんので実際分かりませんが、私から意見を言わせていただきたいのです。

今、これまでのことを時系列でいろいろ言わせていただいたのですが、調査費を出すということは、県議会において審査ができるものにしていただかないといけないと思っております。

一つお伺いをしたいのですが、12月15日で一旦、実施設計が終わるJVとの契約ですが、その後どうされるのか。もう目の前に迫っておりますので、しっかりと県民の皆様に説明していただきたいと思っております。

これも意見ですが、調査費を出すのであれば、原案と、新しく新ホールのアイデアが出てきていますが、ホールに関してはコスト、スピード、機能、これは知事が言った三つですが、これがしっかりと比べられるものでなければ調査する意味がないと思っております。まちづくりは、ちょっと分かりませんが、ホールの面から言わせていただくと、そこはすごく重要なのではないかなと思います。

この間、先日の事前委員会で井川委員からもありましたが、これまでに使った経費というのもございます。

幸いと言うとあれなんです、内藤市長から前向きに協力していくということで返事を頂いておりました。今後調査の予算が出てくるということです。私の今の意見を踏まえて、この辺をどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いをさせてください。

## 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

井下委員から、新ホール整備に係る御質問を頂いております。

まず、現在進行しております現計画に基づく設計に関してお答えさせていただきます。

現計画の新ホール整備につきましては、令和4年7月から実施設計の作業を選定した事業者との契約に基づいて進めてまいりました。この業務は履行期限が令和5年12月15日と目前に迫っております。

このような中、今年度に入りまして新ホール整備の見直し、検討という状況が続いております。それを踏まえまして、設計に係る関係法令に関する最終的な申請作業は一旦止めておりました。

履行期限を迎えるに当たりまして、止めていた業務を突然スタートするというのは、契約上なかなか難しいところがありますので、これを除く形で成果品を取りまとめて事業者に対して、履行期限内の提出を求めているところでございます。

設計成果は、提出後も一定期間内での検査等もございまして、それを踏まえた形でなければ、今この時点で詳細の内容をお伝えすることは難しいのですが、これに併せて今般お示ししましたまちづくりの大きなビジョンに基づく新ホール整備の新たな候補地、藍場浜公園西エリアでのこともございます。

委員のお話にもありましたが、今議会で詳細検討を進めるのに要する調査費を提案させていただき、この調査費によりまして候補地である藍場浜公園西エリアでの施設の規模ですとか、機能を具体化していきたい。その具体化によって候補地におけるコスト、スケジュールが見えてくるものだと考えております。

委員のお話にあった比べるという部分に関しては、単純比較となりますと、土地の要件とか、今後藍場浜公園での施設規模や機能の検討について、詳細な部分はこれからですので、単純に比較ということは、今のところどういう形でと申し上げることはできないのですが、お話にもありました、実施設計の成果が一旦ここでまとめ、藍場浜公園での調査に関しては予算提案はまだこれからですが、今後詳細を検討させていただくことで具体化してくる、そのあたりでおのずと情報が整理されてくると考えております。

その時点で、県民の皆様にとって、新ホールはどういう形が望ましいのかという議論になるのではないかと考えているところです。

#### 井下委員

何回も言いますが、調査費の内容が分かりませんので、単純に比較ではなくて、比較しようがないと思うのです。片やスタートしていますから。

先ほども言いましたけども、コスト面では、現行案で使ったお金が分かっています。やはりそれは、比べる際にしっかりと入れていただかないと、結果安いのか高いのかというと、高いのではないかという話も出てくると思うのです。

もう一つ提案なんですけども、先日、新たな埋蔵文化財が出てくる可能性があるということをしきりにおっしゃっていました。時間ができたので、是非、現在やっている所の埋蔵文化財の調査費も入れてください。そうしたらあるかないか分かります。

JVとの関係は、プロポーザルから始まって、何度も言いますが、これまでのやり方は結構画期的で評価するところがたくさんありました。なので、このJVとの関係とか、業界団体といいますか、今回のやり方が駄目だったのかということになってほしくないという思いもあります。その辺の信頼関係はしっかりと保っていただきたいと思っております。

あと、実際、塩漬けというか、延びることになるのだろうなとは思いますが。そうであれば、当然延びた分の費用が出てきますので、この辺はしっかりと責任を持って県で対応していただきたいと思いますと思っております。これも県民の皆様にご理解いただかないといけませんので、しっかり分かりやすいものが必要だと思います。

ホールの現行案に関しては、これまで様々言ってきましたし、100点かどうか分かりませんが、進めてきた中ではすてきな、すばらしいという評価でございまして。それを超

えてくるかどうか分かりませんが、なぜそこにたどり着くのかというプロセスと、今言った目に見える形でのスピード、機能、コスト、その辺のところは、本当にこの調査費の中に入れていただかないと、何をやるのかがいまいち分かりませんので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それと、政策創造部の案件かと思いますが、徳島市との協議についても、内藤市長のあいう発言がございましたが、そのところは我々議会では分からないところがございませぬ。協力というのが、どの協力なのかも分かりませんので、しっかりそれも信頼関係を持ってやっていただかないといけないと思います。

重ねてになりますが、多くの県民の皆様が早くしてくださいというのが僕の印象でございませぬので、その延ばす理由もしっかりと理解してもらえよう理由にしてくださいとか、僕らもそうじゃないとなかなか前に向いているのかどうなのか分からないというところがございませぬ。

代表質問の中でも、これは前に進めるための調査費ではないというようにしてくれという意見もありました。僕もそう思っています。これは、飽くまでも次に進むというよりは、議会で審査をするための予算だと認識しております。そのところは、是非、調査費を出すに当たって、審査できるようなしっかりとしたものにしていただきたい。

県民の声を聞くのも大事なのですが、専門家の意見を聞くとかはこの段階ではないと思いますので、とにかく議会で議論できるものにしていただきたいと思います。個人的には、現行案で早くやってほしいという思いだけ伝えて、調査費については、まだ内容がないので何とも言えないところがあるのですが、これは調査費の中に入れてくれということだけお願いをして、時間がなくなりましたので、是非よろしくお願いをいたします。

#### 川真田委員

グローバル plus の川真田でございます。

私も県立ホールについて、井下委員と多少かぶるところがありますが。先日の本会議においても様々な方向から意見が出ました。その同じ8日金曜日に徳島市の内藤市長から協議に向き合うというお言葉があり、今日も、どういう議論なのかは分かりませんが、恐らく本会議をされていると思います。

そんな中で、先ほど井下委員から議会でしっかりと審査ができるような材料をというお言葉もありました。もちろん、そのとおりだと思います。市議会のほうにしっかりとした材料を持って協議に向かうということが礼儀というか、責任であると思っております。

そこで調査に関してなんですが、よく言われています地盤の問題であるとか、あの広さで最大何席のホールができるのかとか、あと、搬入搬出路の件とか、あわぎんホールとの一体活用、またハード面をどういうふうに確保するのかとか、単純に考えるだけでもたくさんの調査内容があると思うのです。

その調査予定や予算は分かりませんが、私また会派からとしては、後になって、あれも調査していたらよかったということがないように、それでも早くというちょっと矛盾も起こるんですが、しっかりとした調査費の確保と慎重な調査を行っていただき、しっかりと議論ができる結果を出していただきたいと思います。御意見を頂ければと思います。

## 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま川真田委員より、新ホールの調査費に関しまして御質問を頂きました。

この度の藍場浜公園西エリアという候補地におけます新ホールにつきましては、県の今の考えとして、大ホールは1,500席を下限に、小ホールは隣接するあわぎんホールとの一体活用を視野に入れるとお示したところでもあります。

今後、具体化に向けた調査を考える上で、今議会での調査費の提案を考えているところではありますが、委員のお話にもありましたとおり、施設規模や機能の詳細を固めていく、検討をしていくという、言葉にすると非常にシンプルではございますが、考えるべきところは非常にたくさんございます。

お話にもありましたとおり、どの場所に建てるにしても面積には限りがございます。その上で、その土地土地の地質等もございます。あと、ホールの要となる搬入搬出がどの程度確保できるのか、建ててみたけれどとか、設計してみたけれどここまでしかできないというようなものにならないようにしなければいけません。あと、今回の考えでは、隣接するあわぎんホールとの一体活用ということもお示ししているところでもあります。

詳細に関しましては、飽くまでも建設地変更に伴う新たな候補地に向けた詳細検討、調査であって、実際の設計作業ではないのですが、設計作業に向けて具体化したときに困ることがないように、考え得る限りのことはしておかなければいけないと認識しております。

通常のホールの事前調査におきましては、一般的な各地のホールにおきましても、ホールの特性をしっかりと踏まえた上で、その部分のキャパシティー等をしっかりとイメージする必要があります。

具体的に申し上げましたら、大ホール、小ホール、リハーサル室を入れるという言葉にすると非常にシンプルな箱が三つ入りそうなんですけど、それぞれのホールには、楽屋も必要、リハーサル室も必要、楽屋はホールと同じフロアにないとおかしいとか、それぞれの部屋に対して荷物を運ぶ動線も入れないといけない。これら全てが成立して初めて具体的な検討ができると考えております。

調査におきましては、単に必要なものをリストアップして電卓で積み上げるというよりも、このあたりをしっかりと考えた下で進めていく必要があるというところです。

今後、具体化に備えておくべき点をしっかりと考えて、その上で具体的な調査内容、予算に関して検討、調整を行ってまいりたいと考えております。

## 川真田委員

是非とも、丁寧に慎重にかつ早めに調査が進むことを祈っております。

現行案のことをまた言うのもあれなんですけど、埋蔵物があるなしのリスクと物価スライドによるコスト高、あともう一つランニングコストが不明だというこの三つから、現行案を進めるのではなくて、まちづくりという観点とはスケールが違いますけど、同じステージに立って、ここから議論が始まるのかなと思っております。

何にせよ、文化芸術の振興を図るところをしっかりと考えながら進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 眞貝委員長

午食のため、休憩いたします。（11時57分）

#### 眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時00分）  
それでは質疑をどうぞ。

#### 東条委員

すいません、質問させていただきます。

ホールのことなんですけれども、本会議で知事は、徳島のまちづくり構想で徳島駅周辺の魅力を高め、中心市街地を活性化するためには徳島駅北口・北側開発を進める必要がある。ホールの現計画地へ車両基地を移転し、県立新ホール建設場所には藍場浜公園の西エリアを候補地とすることを明言されました。また、新ホールはあわぎんホールと一体活用が可能なのでメリットがあると強調されました。

今後、県としては知事の構想で進められるということで、今回調査予算を出されるということですが、その予算についても聞きたいなと思ったんですが、まだ出ていないんですけど、その中身を教えてくださいとすることはできるのでしょうか。調査費の中身と金額も分かれば教えていただきたい。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

東条委員より、新ホール整備の調査費に関する御質問を頂いております。

藍場浜公園西エリアを新ホールの建設地変更の候補地とする検討に当たる調査につきましては、調査内容や金額に関して、今、正に検討、調整をしているところでありまして、今後議会への提案という流れになるかと認識しております。

中身に関して、金額もそうですし、現時点で具体的内容を御説明する状況にはありませんが、午前中に御説明いたしましたとおり、調査不足等で後手後手になることのないように、候補地における新ホール整備の施設規模や機能の具体化によって、今後のコストやスケジュールを具体的にお示しするところにつながっていくものと考えておりますので、そのあたりはしっかりと認識の上、進めてまいりたいと考えております。

#### 東条委員

実は、私は23年前に徳島市議会議員をしておりました。そのときに知事と同じような意見が出て、徳島駅北口をどう開発していくかということを中心でやられていました。

そのときは、やはり花畑踏切がネックで北側との交流ができないので、鉄道高架をやっていこうということで、まず一番に花畑踏切に着目したんです。それがなかなか進められないので、佐古のほうからまず進めていこうということで、佐古をやり、本当に実施してほしい踏切にはなかなか手は付けられなくて、それなら先に二軒屋のほうに鉄道高架を敷こうじゃないかということが議論されたんですが、住民による反対があって高架ができなかったという時点で、今止まっているんです。

やはり北側の分断は道路だと思うんです。鉄道高架がされて、あそこが抜けられるというのか、やはり北側と南側の道路の整備はすごく必要ですが、渋滞が出てくるのではないかと

ということで、いろんな問題でポシャったんです。そのときも地下にしたらどうか、地下を通したらどうか、いろんな案が出てきたんですけれども、私も1期と少ししかいなかったもので、その辺はどういうふうになったかっていうのはあるんですけれども、やはり知事の構想で、私が心配するのは、芸術ホールができ、線路をまたいでアリーナができるようになったときに花畑踏切の渋滞がすごく危惧されるんです。

アスティとくしまで、今、いろんなイベントをやられていますけれど、1,000名、2,000名のイベントでも県庁近くまで渋滞が続きます。そんな中で、文化ホールが1,500席、アリーナが何千人になるか分からないですけど、活性化はすごく分かるんです。先人たちはみんなそれを思って北口の開発に目を付けていたとは思いますが、鉄道高架ができず、それができなかったんだらうかと私自身も思っています。

でも、あそこにそれを集中させると、渋滞問題をどう回避していくかということも頭に入れて動かしていかないといけない。今は車社会ですので駐車場をどうするか、渋滞を緩和するには、ホール側に駐車場をたくさん造る、アリーナ側にもいっぱい駐車場を造るというふうに、二手に分かれた駐車場がいるのではないかと、いろいろ思ったんです。

まちづくり、駅を活性化させるというのは本当にすごくいい考えだと思うんですけど、その緩和策を考えると、これはなかなか難しいのではないかと、ということがよぎったんです。これを言うと、またホールが遅くなるかなと思ひまして。私の周辺の皆さんは場所はどこでもいいから一日でも早い建設をお願いしたいと。

私も高齢なんですけど、私の友達で日本舞踊などをしている人たちは、そこで披露したいという思いがあります。子供たちのためには20年待ってもいいかもしれませんが、その人たちにとっては現実なんです。小池市長の時代から言うと、文化ホールの問題はもう30年、二転三転してきているんです。その30年の間の子供たちは、こういう文化ホールで専門的なものを見られていない。私たちが小さいときは、まだ文化ホールがあったのでいろんな経験をさせていただきましたけれども、現実に今生きておられて活動されている人たちのことを思うと、私は場所は本当にどこでもいいんです。一日でも早い着工をお願いしたい。

今度、知事が任期中に着工するということで、あわぎんホールのほうで進められてますけれども、それも本当に早く着手して進めていただきたいというのが、私の思いです。

それと、今日市議会でも議会があつてどういう状況になっているかということもあるんですけど、徳島市に協力していただかないと、この計画は一步も二歩も進めないという状況だと思うんです。ですので、協定に関しても、市民の意向も丁寧に本当に大切に順調に進めていただけるように、このホールの問題に関しては切に願っています。

ホールのことを言い出したら泣く人もおるんです。早くしてみたいなことをすごく言われて困ったなと私も感じております。

私も徳島市出身ですので、市民の方々も待ちに待っているということ、本当に要望します。この間からずっと言ってきたんですけど、是非進めていただくように、これは要望になります。市との関係性をますます高めていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それと続いて、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）素案についてです。

今回基本計画が上がってきています。この3ページですけれども、相談件数が減ってきているんです。私は増えてきているんじゃないかなと思っていたんですけれども、相談件数状況、それから5ページの一時保護、シェルターに入られる方が本当に減っているのか、担当課はどう受け止められているのか教えてください。

大西男女参画・人権課長

ただいま東条委員より、相談件数、一時保護の件数が若干減っているけれども、本当に減っているかという御質問を頂きました。

まず、相談件数につきましては、こども女性相談センターの女性支援に係るものにつきまして、過去5年間で3,000件程度ですが、若干減少傾向であると考えております。それから、一時保護の件数は、毎年、十数件程度で推移しています。

これが本当に減ってきているのかという御質問でございますけれども、全国的にも、実は若干減少傾向となっております。例えば、一時保護の件数を全国と比べてみましましたけれども、令和3年度に一時保護された人数が3,093人となっております、10万人当たり2.5人となっております。徳島県は、令和3年度17人となりまして、人口10万人当たり2.4人となっております、同程度という形になっております。

相談も全国と同じように若干減ってきているし、一時保護についてもほぼ同じという形で全国的な傾向かなと考えているところでございます。

東条委員

それと、7ページに男女共同参画総合支援センター、ときわプラザの相談件数が書いてあるんですけれども、内容が生活と健康、家族、職業とかいろいろ分かれています。全部で2,182件あるんです。その中に、その他が400件も入ってるんです。このその他というのがすごく気になるんですが、この内訳は分かりますか。

大西男女参画・人権課長

ときわプラザの相談内容の御質問でございます。

その他としまして、7ページに400件でございます。この内容につきましては、手元に情報がございませんので、また調べて改めて御報告させていただきたいと思っております。

東条委員

また分かったら教えていただきたいと思います。

それと、8ページに、アンケートを取った中に、相談しても思うような対応が期待できないと思ったということで、相談をしない人が40%入っているんです。これを見て、ちゃんと相談に乗ってくれんのではないかと思う状況は分析しないといけないのではないかと思ったんです。

以前、相談体制が充実されて人数もすごくいたように思うんです。この人数が少し減ってきているかどうかというのもあるんです。

募集するときに臨床心理士とか産業カウンセラーといった専門的な人を雇うような採用方法をとられていて、例えば臨床心理士とかだったら会計年度任用職員の給料では働けな

い、違うところに就職したほうがいいんじゃないかと言う人もいっぱいいます。全体的に相談事業は本当に専門的ですので、特に賃金が低くて人が寄らないんじゃないかなと思うんです。今の相談体制がどういうふうになっているのか教えていただけますか。

大西男女参画・人権課長

こども女性相談センターの相談体制の御質問でございます。

現在、中央こども女性相談センターに4名、南部こども女性相談センターに2名、西部に1名の女性支援相談員がいらっしゃいます。

東条委員

前はもう少しいらっしゃったように思うのです。職員の方も入れてなのかも分かりませんが、全部で8名くらいで相談を受けているというようなことを徳島市で聞いたんです。

やはり、処遇改善も含めて。今の相談センターは、一時保護も2週間程度と日を切られたりしているんです。性暴力被害による影響でトラウマになられたり、精神的な問題を持たれたりする、なかなか不調回復が難しい方々がいらっしゃるので、できるだけ中長期的な支援が本当に必要だと思うんです。

それと、司法の面、医療の面、また心理的な専門職の方々の心のケアが必要だと思うので、今後、新法に基づいた相談体制をどういうふうにご検討されるのか。いかがですか。

大西男女参画・人権課長

この計画による相談体制の御質問でございます。

相談体制につきましては、先ほど東条委員からお話があったように、現在、欠員となっている部分がございます。それにつきましては募集を掛けて、欠員を埋めるように努力をしているところでございます。

また、相談自体でございます。

実は、この計画には基本目標が三つございまして、一つが困難な問題を抱える女性への支援体制、それから二つ目が包括的かつ継続的支援、三つ目の柱としまして、困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知ということを挙げてございます。

我々も困難な女性を相談につなげて、支援につなげていくことが非常に大切だと思っております。基本目標3として相談窓口の周知を掲げさせていただいております。

特に、相談窓口を周知するだけではなく、先ほど御質問がありましたように、相談窓口は知っているけれども相談に行かないという方がいらっしゃる。そういう方に対しては、相談窓口に加えて、支援内容をしっかりと伝えていくことで、相談者の支援につなげていきたいと考えております。その内容も計画に掲げさせていただいているところでございますので、そのように進めていきたいと考えています。

東条委員

やっぱり相談内容だと思うんです。

それで、今、県とも連携されていると思うんですけれども、民間団体がいろんなサポートや支援をされていると思うんで、県だけではなくて、その民間団体とも連携していく必要があると思うんですけれども、その状況というのはどうお考えですか。

大西男女参画・人権課長

民間団体との連携についてでございます。

今回の困難な問題を抱える女性の支援に関する法律でございますけれども、この法律では、民間団体と協働して女性支援を行うことが一つの柱となっております。

我々が今策定しております計画におきましても、基本目標1の支援体制の充実の中の一つに民間団体との連携を掲げさせていただいております。

これまでも、民間団体には県ができないようなきめ細やかな支援を行ってきていただいておきまして、連携して取組を進めてきたところですけども、この計画に基づきまして、より一層連携して支援の充実を図っていきたいと考えております。

東条委員

県になかなか相談できないので、民間のほうへ行きましたという方が何人か、耳に入ってきているんです。民間が持っている良い機能と連携して、是非一人でも支援ができる、救えるという体制を整えていただけたらと思います。

それと、先ほどから課長が周知とおっしゃっています。周知についても本当にこういうふうに変わったということも含めて広報していただくのが大事なかなと思うんです。

また、教育とも連携をしていただきたいと思います。最近、学校の中で生命の安全教育<sup>いのち</sup>で、性教育も含めた出前授業みたいなものもやられていますし、デートDVも多分男女共同参画総合支援センター、ときわプラザのほうから派遣しているのかなと思うんです。この予算的なものとか、デートDVの講座にどれくらい出ているか、今分かりますか。

大西男女参画・人権課長

デートDVの講座件数は調べたら分かりますので、これもまた改めて御報告させていただきます。

東条委員

先般、デートDVの講座をやられている方から聞いたんですけど、学校が申し入れて行こうとしたけども、ときわプラザで一杯になっておりますからというようなことで断られたことが出ていました。できたら、啓発にも是非取り組んでいただけるように予算も増やしていただけたら有り難い。

聞けば、阿南のほうでは、ほぼ全部の学校を回られているようなんです。だけど、徳島市がなかなかそれができてないというようなことも聞きますし、人口が多いですので、できるだけそういう機会をお願いしたいと思います。

それと、私から提案したいことがあるんです。

先ほど、井下委員からもありましたけど、今回の困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）についてです。基本的な考え方に、令和4年5月19日に困難

な問題を抱える女性の支援に関する法律が成立し、令和6年4月から施行となっているんです。現在はこども女性相談センターとなっており、いつも子供と女性が引っ付いています。これまでも、室とか、古いですけど婦人少年室、女性少年室、それから青少年女性室というふうに、子供と女性の部屋がぴったり引っ付いていることに、ずっと違和感があったんです。部局の再編成をされるということであれば、この際、女性相談支援センターとか女性をメインに、子供は児童相談所や子供相談所というふうに分けてほしいんです。

先ほども言われましたけども、子供の当事者の声が児童相談所になかなか行っていないのではないかなと思うんです。保護者の方だったり、先生がおいでしているかどうか分からないんですけど、大体保護者の方がほとんどではないかと思えます。子供自身の声を聴く場所が公的などところにはないんでないかなと思うんです。それも民間を活用して、民間で子供の相談専門の養成講座もやられていますので、できたらそういう部署とか委託されるかを検討いただけたらいいと思うんです。

女性と子供ときちんと分けてほしい。子供は児童相談所に相談できないんです。だから子供相談所とまとめて、この辺も是非検討いただきたい。今の子供たちが何を思っているのか、また言う場所がある窓口が公的などところにあるんだということが認識できるので。せつかく知事がこどもまんなか社会ということに力を入れられているので、子供相談センターでも相談所でも、そういうことを県庁全体の再編成のこの時期に是非検討いただけたらと思うので、これは提案ということにしておきます。お願いします。

それと、パートナーシップ宣誓制度についてお聞きしたいと思えます。

来年4月にパートナーシップ宣誓制度ができるということで、これはファミリーシップ制度は入るんでしょうか。

#### 大西男女参画・人権課長

パートナーシップ宣誓制度について御質問を頂きました。

ファミリーシップのことですか。本県のパートナーシップ宣誓制度におきましても、これはパートナーの方を認めるだけではなくて、その子供も含めて家族として認めるファミリーシップも入っている形になっております。

#### 東条委員

今回これを作られるに当たって、多分いろんな専門の方から聞かれたと思うんですけども、ある当事者の方から、文章の中に性的マイノリティーというのが何回も出てきて、それが強調されているので、できたら様々な理由で法律上の婚姻をすることができない方々など、少し緩い感じにさせていただけたらいいのではないかなと言われたんです。性的マイノリティーの方と言うと、少し特別扱いされているように感じたということなのです。

何回も使わないで一つにするとか、少し柔らかい言葉にするとかにさせていただけたらいいのかなと思います。これは要望になりますけれども、是非御検討いただきたいと思えます。

#### 扶川委員

新ホールについて伺います。

大きく3点ほどお聞きしたいんですけども、第1は今回の新しい計画案を提案するまでの手続とプロセスの問題です。

これについては、本会議で手続を無視しているとか、ホールに係る基本協定の変更が必要なのに事前に必要な協議ができていないといった趣旨の批判が出されました。

しかし、これまでの流れを見ますと、まずこの春、知事選挙でホールの規模の見直しを公約した知事が当選した。公約の中に、ここにあるように、200億円は高過ぎる、新駅は不要というような、両方とも見直しを主張する公約を入れて当選したわけです。

その後、内藤市長が7月22日に知事を訪問して、縣市協調を申し出て、県都魅力度アップ推進ワーキンググループを立ち上げることで、一緒に中心市街地の活性化を図るということになったわけです。これを受けて、8月に第1回のワーキンググループが開催された。

このとき、県が市に提示した協議内容には、駅北開発も新ホールもちゃんと入っています。これを頂きましたけれども、ハード面についてはこういう提案があります。徳島駅北口・北側開発、新ホール整備、アリーナ整備、いろんなことが書いてあります。今、正に知事が新しい提案の中で述べていることが入っているわけです。

その後、県はアンケートを取って9月議会で発表したんですけども、ここでは規模の見直しに賛成をする意見が6割程度が多かった。小ホールは市でやってほしいという知事の意見に対しては賛否が拮抗したという結果でした。なお、この時期に音楽団体が新ホールを大小同じ場所に造ってほしいというような要望も出しました。

知事は、その後、小ホールは市が建設すればいいんだと意見を変えていませんでしたが、市長は市で整備するつもりはないと言って、これはどうも折り合わないのかなと心配をしておったんです。

ところが、一方で知事は9月議会の本会議の答弁で、遺構が新たに出土したら対応に時間が掛かるということを理由に、委員会でもそういう答弁がありましたが、建設用地の変更も論議の対象になるということを出したわけです。

その9月議会で知事は、11月議会には自分の最終案を出す約束された。その約束どおり11月17日に知事案が出て、我々も説明を受けました。これがあわぎんホールに隣接して県立新ホールを造るという案でありまして、これは大小のホールをペアで造ってほしいという音楽団体の要望にもある程度合致しておりますし、市単独でホールを造る必要もないという工夫があるわけで、非常に注目いたしました。いいなあと思います。

しかも、旧徳島市文化センター跡地に車両基地を移転することで、ストップしてしまっている鉄道高架事業を進め、駅北開発を進められる。これはもう誰しも議論の中で異論はないと思うんですけども、これが実現すれば中心市街地の活性化に大きく寄与する魅力的な提案になったわけです。

こういう動きの中で、徳島市長は一貫して県の提案を見守って、新たな協定を作るという考えを知事が示したんですが、それについても否定していません。今どんな答弁をしているか知りませんが、今日やっていますよね。けんかしたいわけではないんだということまで発言しています。

こうして見ると、どこに手続的な<sup>かし</sup>瑕疵があるんですか、私には分かりません。一緒にグループを作って協議しようと思ったんだから、何も市の領域に勝手に土足で踏み入れたわ

けじゃないと思います。まずは県議会の議論を見たいとおっしゃる市長の発言にありますように、知事が11月に示すと県議会に約束した案、この後この議論を見て市との協議を再開するという手順は当たり前だと思うんです。逆に県議会の議論をせずに県と市の協議だけで重要な部分を決めてしまってから県議会に諮るというようなことをしたら、それぞれ県議会をないがしろにするものと私は怒ります。

付け加えますと、市長が前の知事に、県議会はもちろん市議会にすら諮らないままに、市のホールを県立でやってくれと申し出て、即座にこれを認めるという大変更のときには、全く相談なしに行われました。それぞれ議会をないがしろにするものだったと私は思いますけども、それに比べたら、いかにもしっかりした手順を踏んでいると私は思います。

ですから、私は手続論に拘泥するよりも今議論を深めるべきは、旧の提案と新の提案の一体どちらが県民市民の目線に沿っていて、どちらが利益になるのか、中心市街地の活性化につながるのかということ、しっかり議論するべきだと思うんです。

実際、駅北開発を進めることで中心市街地活性化の大きなチャンスだという認識は、私は多くの県民市民の理解を得られつつあると思います。

そこでお伺いするんですが、既に県の案は発表しました。今こうやって議論をしておりますが、県議会の議論を踏まえて、知事の正式な提案として、徳島市長に対してまちづくりとホールの案を提示するのは、いつ頃になるのか教えてください。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員から、市との協議と申しますか、調整のタイミングに関する御質問を頂いております。

委員のお話にもありましたが、新ホールにつきましては、今般、未来に引き継げるレガシーとなる県都徳島を目指していくということで、駅北の車両基地について現計画のホール建設地への移転を検討する。あわせて、新ホールの場所に関しては、藍場浜公園西エリアへの建設地変更の検討を開始する。大きく言いますと、この考えを11月議会でお示しさせていただいたところであります。

今後、具体化していくに当たりまして、さきにも御説明いたしました、今後の調査がございまして、具体的にいつどのように市と話を進めていくかにつきましては、我々としても、現に今の計画の中で県市協調で市と一緒にホール整備を進めている状況があり、県都徳島の中で藍場浜公園を新ホールの候補地として詳細な検討を進めている。このあたりに関しまして、市との関係性や今後の話の進め方は非常に重要であると考えております。ですので、今議会の御論議、今後のこの調査に関する予算提案に関する論議も踏まえまして、その上で市との相互理解、相互連携が欠かせないものと思っております。

いつどのような形でそのスタートを切るのかという部分も含めまして、市と共にしっかり話し合っていくべきと認識しております。

#### 扶川委員

信頼関係が大事ということには異議がありませんので、慎重にしかしスピーディーにやっていただきたいと思います。

そこで、第2の問題で、完成時期と事業費の問題、それからそれに関連して調査費、今日も議論されている問題についてお尋ねします。

この点では、いまだ知事が、説明責任が十分果たせていないんじゃないかという議論があつて、今議会の代表質問に対して、完成時期に関して、任期中のできるだけ早い時期に着工し3年で完成させるという決意を表明しました。これについては、私は評価いたします。

ただ一方で、事業費については、そもそも新案は大枠のイメージを出しただけで、一体どれだけ具体的な事業費の数字が出せるかというのは難しいのは当たり前です。

まずやるべきは、事業費はどのぐらい掛かるかという大まかな検証をすることです。基本設計や実施設計のような建設を前提とした、新しい計画をやるんだということを大前提としてでなかったらやれないような作業ではなくて、もう少し簡単にできるだけ費用を抑えてやるべきだと私は基本的に思います。

ただそれでも、午前中に岸本委員からも指摘があつたように、実際に作業を進めていくとなつた後に、あれが漏れていた、これが漏れていたということになっては困りますから、必要な調査はしっかりとやっていただきたいと思います。

ちょっとここで疑問が生まれたので追加で聞きたいんですけども、協定では、文化センターや青少年センター、中央公民館が持っていた機能の一部も新しい施設に集約すると、前の新ホールに関してはそういう話になっていましたね。

市からしたら、このままそれが実現しなければ市民が利用するサービスが後退するということにもなりかねないわけです。そのあたりはどのように考えて、調査する対象として考えておるのかということをお教えいただきたいと思います。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、縣市協定の中に記載があります市の既存施設の機能継承に関して御質問を頂きました。

お話の中にありましたとおり、新ホール整備の現計画につきましては、旧文化センター跡地を軸にしまして、県の施設又は市の施設を解体して敷地を一体活用する形で計画を進めております。

従前の施設の機能を引き続き当該施設で継承していくという部分につきましては、まず同じ場所に建つ施設として、当然周辺の方のニーズに一定お応えしていくということがございます。その辺も踏まえて現協定に記載しているところです。

あと、現在公共施設の集約化については、ランニングコスト等も重視されておりますので、そのあたりの視点も盛り込んだ内容であるところです。

今回、車両基地の移転検討に合わせた藍場浜公園西エリアを候補地とするという考えにつきましては、これから施設規模や機能の詳細検討を進めてまいります。まずは現地においてどのような具体化が可能かというところを前提に、スピード感を持って進めていく。従前の市の施設、一部には県の施設もございますが、機能の継承等につきましては、単にハード整備だけではとどまらない部分がございます。先ほどの御説明と一部重なる部分がありますが、ここは県と市がしっかりと意思疎通を図って今後協議を進めていく必要があると認識しております。

眞貝委員長

扶川委員、岸本委員ではなく、川真田委員です。

扶川委員

失礼しました。

そういう答弁でございました。

そういう検証をする中で、調査費を計上していくのだから、私が申し上げた点についても漏らさないように、しっかり市と意思統一ができるような調査、提案をお願いしたいと要望しておきたいと思います。

最後に、ホールに関しては3点目ですけれども、協定のことです。

協定については入手して見ましたけれども、協定に基づき誠実に信義を重んじてお互い協力して履行しなければならないとなっています。それは当然です。

一方で、協定の有効期間は新ホールの開館時点までとなっているんです。誠実に実行するというのをこのとおりにやるんだと理解してしまえば、これじゃ何の改革もできません。何の見直しもできません。誠実に実行するという事はそういう意味ではないと思います。

実際、新駅については、今議会では余り議論されていませんが、県民のアンケートを受けて要らないということが圧倒的多数になりましたから、これは議論の対象から外れました。でも協定を守るのだったらやらないといけません。もう既に事実上協定は見直されているんです。

いずれにせよ、見直さざるを得ない状況の中で、協定の17条でいう特別な事情が生じているわけです。付け加えて言うと特別な事情でなくても単に変更するときには、又はとなっているから、特別な事情があろうがなかろうかにかかわらず、変更するつもりになったらいつでも変更できるという協定でもあるんです。

私が前から申し上げていたように、知事が交代し、しかも公約に計画を見直すんだと掲げて当選しているのだから、当然この協定は見直さなければいけないんです。

これを漫然と見直しもせず守っていくことが信義則だ、守ることなんだということにはなりません。そこははっきり申し上げておきたいと思います。

実際、行政と行政の協定は、中央公民館や福祉センターは市の施設ですが、これが建っていた土地は県有地です。市のホールが建っていた所も県有地がありました。これは問題になりました。

市民は県民でもあるわけです。だから県と市はどちらが県民市民のためになるかということ、どの案が最善かということ、何を常に考えて行動すればいい、我々もそうです。県の利益とか市の利益とかどっちが損得ということじゃない面はある、こここのところははっきり申し上げておきたいと思います。

協定の中には、損害賠償をするという項目もあります。ただし、これは県と市の間の損害賠償の項目じゃないんです。第三者に損害を与えた場合は協力して損害賠償をしようということでもあります。ですから、これからの話合いの中で県民市民の目線を見て、市民に過大な負担を与えるわけでもなし県が過剰な引受けをするわけじゃなし、そこら辺をしつ

かり話し合っって新たな協定を巻いていけばいいんです。それが正しい対応であるし、本来この協定を巻いた趣旨でもあると思うんです。

前にも申し上げましたが、協定というのはそもそも県民市民のために作るものです。だから必要に応じて見直して当然だと私はそう思うんですが、どのようにお考えですか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、縣市協定に関する御質問です。

縣市の協定につきましては、令和3年に県と市の間で締結したものでありまして、現計画に基づく新ホール整備を進めるに当たって、縣市それぞれの役割を定めたものであります。

今回、車両基地の移転、検討に合わせた新ホール整備の候補地として、藍場浜公園という考えを示したところでございますが、これを具体化していくという中で、市との協議が必要であると認識していることについては、繰り返し御説明したところであります。

今、委員よりお話がありました新たな協定の部分でございますとか、協定の中身につきましては、これも今後の市との協議の中でしっかり向かうべき方向に向けて整えていっていくものかなと考えております。

現協定につきましては、現計画に基づくホールの整備に向けたそれぞれの役割を定めたものとなりますので、これを拡大解釈して進めていくというのではなくて、新たな役割を担うものであればそういう形のことを協議する必要があると認識しておりますし、現協定の中で必要なことがあれば、そこの部分も市と話をしていくというもので、飽くまでも県と市どちらかが何かを求めるといよりは、お互いの約束事になりますので、その点はしっかり認識の上で、市と協議を進めてまいりたいと考えているところです。

扶川委員

おっしゃるとおりでいいと思います。

見直しすることができるということも含めて協定なんです。飽くまでも県民市民のためにどちらの計画がいいのか、それを技術的可能性と事業費の面で両方明らかにして最終的な決着を図るべきだと私は考えますので、そのような方向で進めていただきたいと思ます。

では、ホールはまだ議論しようと思ったらありますが置いておいて、別の議論をさせていただきます。

保育所の虐待の問題です。

佐那河内村の保育所における児童虐待や不適切保育に関して、教訓と再発防止策という観点から伺います。

15分しかありませんので急ぎますけれども、一部の力のある人にもものが言えなくなる状況というのはどこの職場でもありまして、パワハラなんかがよく起こります。社会問題になっています。今回も保育所内でもものが言いにくい雰囲気があったということを知っていますが、それが問題の解決を遅らせたのは明らかです。

したがって、保育所の外部に相談できる体制を作っていくのは非常に大事だと思いますが、今回の問題を受けて11月1日に公表した佐那河内村の再発防止の資料を読みました。

ここには保育士が抱える課題や悩みを相談することができるよう保育所内、役場内、外部専門家に相談できるような体制づくりを行い職員に周知するとなっています。これは一歩前進だと思います。

しかし、小さな自治体というのは、保育所の外部とといったって顔見知りなんです。人間関係が濃密ですから村と関わりのあるところに相談しにくい状況がある。ですから、もっと相談しやすい場所を県として早々と6月1日から相談窓口を開かれた。これも素早い対応だったと思います。この実績がどのようになっているか教えていただきたいと思えます。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま扶川委員より、保育に関します相談窓口の状況につきまして御質問を頂きました。

先ほど、委員よりもお話がありましたとおり、本年6月に相談窓口を設置させていただきました。以降、現時点におきます相談件数は6件でございます。

このうち匿名のため施設が特定できない場合を除きましては、市町村におきまして施設への立入調査であったり、聞き取り調査であったり、そういうことを実施いたしまして事実確認等を行っている状況でございます。

その結果、保護者から指摘を受け改善に至った事例、背景等保護者に説明をして御理解を頂いた事例など、いろいろと確認もさせていただいており、中には不適切な保育ではないというような事案も含まれておるような状況でございます。

扶川委員

委員会でもこの町だったとかそんなことまでは言えないでしょうから、また少し教えていただけたら有り難いと思いますが、それはそこまでにしておきます。通報があった場合は入って行って、個々の職員からの聞き取りをしているんですか。

大井こどもまんなか政策課長

調査の方法についての御質問でございます。

先ほどの答弁でも触れさせていただきましたとおり、そういうような情報がございました際には、まずは市町村のほうで施設への立入調査であったり、聞き取り調査であったり事実確認を行っておるような状況でございます。

扶川委員

通報があったら対応する、その場合は聞き取り調査をする、当たり前のことです。この当たり前のことが高齢者施設で行われてなかったということで、以前に批判しましたけれども、当然です。

ただ、定期監査をやっているじゃないですか。その監査の中でも、しっかりやっていく必要があると思うんです。通報されるまで分からないというのでは、よろしくないんじゃないかと私は思います。

佐那河内の問題では、所長のところに不適切保育に関する匿名の通報が寄せられて、そ

れを1月に村に報告していたんですが、2月に村が聞き取りをやっている。同じ2月に県から村に権限が委譲されている児童福祉法に基づく指導監査が行われたんですけども、その監査では、昨年度、職員研修が一度も行われていなかったというような書類で分かるような話が指摘されただけであって、一人一人の聞き取りはされなかったんじゃないかと思えます。

ここをちゃんとやっていれば、もっと早く、通報以外の不適切保育についても把握できたんじゃないか。今回、弁護士に依頼して30件もの不適切保育、虐待が見付かりましたが、これは従来の監査のやり方が虐待予防という点では十分機能していなかったんだということを示していると思うんです。

だから、今後、定期監査の中に虐待に関する項目を入れていくということは、前に答弁いただいておりますが、聞き取りをする、面談をするというところまで実施してはどうでしょうか。いかがですか。

#### 大井こどもまんなか政策課長

ただいま扶川委員より、定期監査におけます御提案等を頂いたところでございます。

今回の佐那河内の件に関しましては、先ほど委員よりお話がありましたとおり、相談や通報を受けた際の初動の面で、いろいろと遅れがあったという御指摘がある状況で、この初動対応が非常に重要になるかと思えます。

県といたしましても、事例が発生した際、適切な対応方法について、引き続き研修会の開催であったり、監査の機会を捉えて、指導、助言など丁寧に対応させていただいているところではございます。これは、今年度この件を受けまして特に力を入れて実施している状況でございます。

今回、職員一人一人に意識が十分浸透していなかったという点も要因の一つではないかと考えられますので、今年度、不適切な保育に係る重点的な研修ということで、通常のキャリアアップ研修の中に、不適切な保育の関係も加えるような形で実施してきたところでございます。

また、今回の件も受けまして、更にこれに加えまして、保育中の不適切な保育、虐待に関します理解意識の向上を目的に、来週なんですけれど、不適切な保育の未然防止に向けた研修会を、県と県私立保育園連盟、県保育事業連合会が連携いたしまして開催したいと考えております。この保育の質の向上に向けては、参加者の意識が深まる機会としてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

研修はやっていただきたいですね。

ちょっと先走りますけど、不適切保育とは何ぞやということについて、まだ国はガイドラインを明示していないでしょう。そういう中で、弁護士が今回の虐待、不適切保育、それからもう一つ概念を導入して3種類に分けて30件あったと言ってますけど、これが、一体何に基づいた分け方なのか、ちょっと分からない。

そのあたりも、県として何をもって不適切保育とするのか、何をもって虐待とするのか、もう一つ何であったかすぐに出てきませんが、そういう定義をはっきりさせなけれ

ば、すれ違いが出てくると思うんです。そこは県として、もう少し国の解釈から踏み込んだガイドラインを作ったらどうかと思いますが、いかがでしょう。

大井こどもまんなか政策課長

扶川委員より、虐待の分類についての御質問でございます。

先ほど、委員よりもお話がございましたとおり、今、国のほうのガイドラインでは、虐待につきましては、児童虐待と同じ定義にはなるんですけれども、身体的な虐待、性的な虐待、ネグレクト、心理的な虐待、この4分類に分けて、それぞれに具体的な例示がなされているところでございます。

これに加えて、子供の心身に有害な影響を与える行為、これらを虐待等と分類しておりまして、虐待につながるような、特に子供の心身に有害な影響を与えるような行為につきましても、より丁寧に対応していくべきところではございます。

これに加えて、その大きなくくりといたしましては、虐待等と疑われる事案ということで、これが直接虐待につながるものではないのかという分類になるんですけれども、これらにつきましては虐待という行為自体はあるんですが、それ以外の部分につきましては、しっかりとその背景や状況を十分聞き取り等により確認をした上で、適切な対応がなされていくものと認識しております。

扶川委員

なぜ、こういうことを聞くかと言いますと、私も何が不適切保育だと明確な定義を聞いたことがないだけじゃなくて、今回、現場で多数の保護者が、全部じゃないですよ、処分の軽減をという署名、要望書を出していますね。

もちろん、世話になった先生を信頼するのは当然ですし、処分の軽減を求める心情もよく分かりますけれども、虐待や不適切な保育という概念を正確に理解せずに、愛のむちなんだから構わないんだというような趣旨のことをおっしゃった保護者が大分いるということ、間接的に村内に住んでいる方から聞きました。これは問題だと思うんです。

行政がきちんとした概念を示さないからこういうことになるんだとしたら、もっときちんとした定義、概念を定める必要があります。

研修会には保護者にも参加していただいて、保護者と職員が同じ判断基準に基づいて対応できるようにしないと、今回の署名問題のようなことが起こるじゃないですか。もう一歩踏み込んだ明確化をしてほしいのですが、いかがですか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま扶川委員より、今回の佐那河内の件を捉えて周知の認識を深めるための方法についてのお話でございます。

今回、佐那河内の件につきましては30件、いろいろ事案が挙げられておりますけれども、佐那河内村の行政といたしましては、それら外部の声により、それを覆したというようなことは聞いてはおりません。その認識の部分については、非常に大切なところではございますので、一般家庭に向けては、児童虐待、家庭での発生し得る虐待につきまして啓発等も行われております。

今回の佐那河内の件につきましては、佐那河内村と保護者の間でも、しっかりとその辺のお話をされていると認識しているところでございます。

眞貝委員長

扶川委員、残り1分です。

扶川委員

ちょっと答弁がかみ合っていないです。実際に不十分な理解があると思うんです。

ガイドラインが出された後も、村の職員も悪いんですけど、処分を受けた所長もこれが虐待とか不適切保育に当たるという認識をしっかりと持てていなかったんだと思います。これは職員研修が要るでしょう。そのくらいですから、一般の方は愛のむちでも何でもあるでしょう。この状況では、家庭でも保育所でも、虐待、家庭内暴力というのは根絶できません。

やっぱり子供の健康、命、それから精神的な発達をちゃんと保障するという意味で、このあたりの定義は厳密に行政としてやって、こういうことはやってはいけないということ、誰にでも分かるように具体的に徹底的に列挙して、それで対策をとるべきだということ、強く申し上げて、最後に一つだけ御答弁ください。

大井こどもまんなか政策課長

今後の取組に関してでございます。

先ほど委員からお話ございましたとおり、子供の最善の利益を考慮した保育の実現は非常に重要な点ではあろうかと考えております。

それらにつきまして、保育に携わる職員はもとより、家庭内におきましても、子供を養育されていらっしゃる親御さんも含め、意識を深めていくように努めていきたいと考えております。

沢本委員

県立新ホールについてお尋ねいたします。

本会議におきましては、いろんな立場、お考えの下で議論が交わされました。

私も、知事が今回示されました徳島駅周辺まちづくり構想が、その先の徳島駅中心部にぎわいづくり、徳島市の未来につながるものとして期待を寄せている立場で、県立ホールについても質問させていただきました。

報道によりますと、徳島市長も県との協議に前向きな姿勢を示されておりますことから、早急に話合いの場を持って基本協定の取扱いも含め、具体的な課題解決に当たっていただき、早期の着工につなげていただきたいと思います。と思っています。

そこで必要なのが調査費であります。

今後の議論を深めていくためにも、また、新たな計画の検討を進めるためにも、現行計画地におきましても、市と県とで調査をやってこられた実績を踏まえて、想定される事項全てにしっかりと調査費を確保していただきたいと思います。と思っています。

知事は、任期中の着工から3年での完成ということを表明されました。

今後、調査と並行して徳島市との協議、その次に仕様書の作成、設計予算の確保、プロポーザルにより業者選定、設計という手順を経て着工となっていくんだらうと思います。関係者の皆さんとの協議が順調に進んで、仮に令和6年度中に設計に取り掛かれれば、令和7年度中に設計を終えて、8年度に着工、令和10年度に竣工<sup>しゅん</sup>、令和11年度オープンというスケジュールも見えてくるかと思います。

丁寧な協議は必要ではございますが、各工程を短くするという事で、一日も早い完成を目指す上で、どういったことを県としてはお考えであるか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

沢本委員より、新ホール整備に関する御質問を頂いております。

まず、藍場浜公園西エリアにおける調査費についてでございます。

調査費の具体的な内容、金額に関しては、今、検討、調整を進めているところでございます。ただ、調査不足のないようにという部分で、しっかりと調査内容等を考えて取り掛かってまいりたいと認識しております。

現計画におきましても、事前調査というのは行ってまいりました。委員のお話にもありましたとおり、市と共にという部分で申し上げますと、現計画地は、市がこれまで検討してきた場所の一つでありましたので、そのあたりの検証結果等をしっかりと踏まえて、それを継承といいますか積み重ねていく感じで、現計画は進めてまいりました。

それに対比しましたら、今回の車両基地移転検討に伴うホールの建設地、藍場浜公園候補地は、地下には駐車場がございますが、上には建設物がございません。ですので、今回の調査は、かなりスタートラインからしっかりと調べていく必要がございます。

そこもしっかりと捉えまして、今後の不足が生じないように、その調査内容に合わせた適正な予算ということで提案させていただけたらと考えております。

あと、新ホール整備のスケジュールにつきましては、本会議での知事の御答弁にもありましたが、早期整備というのが県民の皆様が期待されているところでございます。

今後の具体的なスケジュールにつきましては、この調査結果を踏まえた詳細検討、その上で具体化してくるコスト、スケジュールというところでお示ししていくことになるかと考えております。やはり早期整備というのは最重要なポイントとして受け止めまして、施設規模や機能の具体化、そこから見えてくるスケジュール、完成までの流れ、そこはスピード感を重々認識した上でお示ししていきたい。

ただ、施設整備につきましては、行政が整備する公共施設ということもございますので、欠かせない手続も出てまいります。そのあたりはしっかりと押さえながら、どれだけ効率的に時間を短縮できるか、そこは念頭に置いて、通常このくらいだからというような考えではなくて、一日も早い施設整備として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

沢本委員

繰り返しになりますけれども、午前中の川真田委員の発言にもありましたように、あれも調査しておいたらよかった、伊澤担当室長もおっしゃいましたように後手後手にならな

いように調査をしっかりとやっていただくようお願いいたします。

もう1点、あわぎんホールとの一体活用についてであります。

現在のあわぎんホールは800席の大ホールと300席の大会議室があり、それと新たに計画をしております新ホールの1,500席程度の大ホール、これを有効に組み合わせて使っていくことによる様々なメリットについては、本会議でもお伺いいたしましたし、期待いたしております。

その一方で、あわぎんホールは建設から52年が経過して、あと10年余りで役目を終えます。あわぎんホールのリニューアルや、その後の中ホール、小ホールをどういうものにするかということも視野に入れながら、今回の新ホールの整備を進めていく必要があると思っておりますけれども、そのあたりにつきましてはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

沢本委員より、あわぎんホールとの一体活用に関する御質問でございます。

今回の車両基地の移転検討に合わせた藍場浜公園への新ホール建設地変更の検討に当たりまして、県としましては、繰り返しとなりますが、大ホールは1,500席程度を下限に、小ホールに関してはあわぎんホールとの一体活用という考えをお示ししております。

あわぎんホールにつきましては、長寿命化計画で65年、現在、竣工から52年ですので、計画に照らせば、あと13年、10年余りということになっております。

現在、約800席のホールと小ホール、大会議室や会議室等を備えたあわぎんホールにつきましては、非常に利用率が高く、県民の方に親しまれているところでして、最近の稼働率は約80%という状況にあります。

今回示した考えの中で、あわぎんホールとの一体活用としまして、本会議の中でもありましたが、単に隣に造って近くて便利というだけではなくて、それぞれの一体活用によって大規模な催事が可能になる、特に多くの会場を要する学会等においては、非常に利便性が高くなるものと考えております。

あとは、一定エリアの中に多くの施設が集まることとなりますので、利用される県民の方にも選択肢が増えるという部分がございます。

800席規模の現状につきましても、800人必ず入らなければ使えないというものではございません。

例えばこれを半分の400人のお客さんが使ったときに、単純比較は難しいんですけど400席のホールとして利用したときにはかなり充実したホール施設と捉えることもできるのではないかと考えております。

今後のあわぎんホールについてですが、あと十数年ということは我々も認識しております。今後の新ホール整備に当たりましては、その後の在り方、このあたりも非常に重要なことであると考えているところです。

その上で、徳島市と、今後まちづくりは当然ですが、新ホールがどうあるべきか、この点についても意思疎通を図ってそれぞれ協議していきたいと考えております。

沢本委員

新ホールにつきましては日々完成を待ち望んでいらっしゃる県民の皆さんのお声も大事なものであります。あわせて、これから将来何十年にもわたって新ホールを使い続けていく世代の皆さんのことも考えて、ベストな施設となりますように前向きで未来志向の議論が今後進んでいきますよう御期待申し上げまして終わりいたします。

坂口委員

質問させていただく前に、今回の県都のまちづくり及び新ホールについては、皆様方には、日頃からお忙しいところ、体調面であるとか心労面、そういったところですごく負担が掛かっていると思います。飽くまでも仕事ですので、まずお体に十分にお気を付けてやっていただければと思っております。

これも質問なのか分かりませんが、私、いろいろ感じているところをお話しできればなと思っております。真政会としては、現状の文化センター跡地にそのまま建設いただくのがいいと、先日の本会議で岡議員もお話をさせていただいたと思います。

新ホールについてはいろんなところで、ジャッジするべき点が分からないというような話もありました。私自身が思うのは、調査費の件も今日お話しされていたかと思うんですが、何をどのようにというところも委員の方から御質問がありました。よく分からないというのが私個人的な部分であります。

今日の委員の中にはこれまで議員、町議会議員、市議会議員をされていた方々がいらっしゃると思います。2期目、3期目の方もいらっしゃるかと思います。この中では、多分政治家としては私が一番経験的には未熟なわけではございますが、お話を伺っている中で、10人いれば10人の考え方があります。いろいろ聞いていると、何だかおかしいなとか、腑に落ちないなというところがたくさんございます。

現行案についても前議会で決まっていたわけだと思えます。井下委員も井川委員もおっしゃっておられたように、何年も時間を掛けて決めてきた。それが星一徹ばりのちゃぶ台返しになっているふうに私自身はすごく感じます。

私もサラリーマンをしていたので、トップが変わればある程度は変わるというのはすごく分かるんですが、余りにも急変過ぎる。それを良い案だとかベストだとか、やっぱそうふうに言うのはちょっと私には理解がしかねる部分があります。

前任者の考えていることを払拭して違うことをやるというのは、企業の中でももちろんあります。でも、良いところは残しつつ、そこでブラッシュアップさせてやるべきなのかなと僕は考えています。

駅北開発、JR四国の収益をよくするとか言っていますけど、公共交通機関はJRだけではなくて、徳島バスもありますしタクシー会社もあります。なぜJR四国だけにこだわるのか。駅北ができて乗降客がそんなに増えるのかという感覚が僕の中では正直あるんです。

今この委員会室にいらっしゃる方の中でJRに年何回乗りますか。多分ほとんどの方は乗らない。新しい駅ができて、高架ができて、やっぱり乗らないと思う。本当に乗るのかなと。そこに大きなお金を掛けるのはいかがなものかなと思っております。

質問になってなくて申し訳ないんですけども、先ほど来、内藤市長が協力をしますよみたいな感じのことを言われてます。でも、インタビューの中であれしか言いようがないと

僕は思うんです。あそこで、いや協力できませんなんて言ったらけんかになってしまって何にもできない。やはりもうちょっと今まで議論してきた方もここにはたくさんいらっしゃるわけなので、私であるとか、沢本委員、川真田委員、平山副委員長も前はいらっしやらなかったと思うんですけども、やっぱりそれがなぜこんな感じになるのか不思議でしょうがないです。

10人いれば10人の考え方があってと思います。また、会派というものがあります。でも、私たちは県民、市民、町民、村民の方に選ばれて今この場にいらしていただいているわけで、会派の何とかとかあるかと思っています。ですけども、それは誰のためですかと私自身は正直感じています。自分のためなのか、知事のためなのか。でも一番考えないといけないのは県民、市民のためだと思っています。そこをもう一度考えて、何が県民にとっていいことなのかを、私たちはもう一回考えないといけないと思っています。

やはり質問になってないですね。すみません。ですので、私自身は現ホール案で進めたほうがよろしいかと思っています。1,500席程度であれば、鳴門市文化会館に千四百何十人入ります。同程度のものを県が造るんですかとも思っています。

質問になってなくてすみませんが、自分の気持ちを伝えたいなと思ってマイクを取らせていただきました。

ですので、私たち議員が私たちの保身であるとか、そんなんではなくて、皆さん信念であるとか、志であるとかおっしゃられます。是々非々とも言われます。ですので、その是々非々とか言うのであれば、やはり何が正しいのかと考えていただければと思います。

質問になってなくて申し訳ないんですけど、私が思っていることをお話しさせていただきました。ありがとうございます。

#### 眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。

委員長の許可を頂き、委員の皆さん、本当にありがとうございます。

それでは文化・未来創造課にお聞きします。

県都のまちづくり及び新ホールについてです。

先日、発表されました県都とくしままちづくりデザインは、県都である徳島駅周辺のにぎわいを創出するためのベストデザインだと思います。私たちが長年待ち望んでいた鉄道

高架事業も入っているのですが、鉄道高架事業という名称が、公表された県都とくしままちづくりデザインの動画の最終ページにある事業計画書の中に入っていないので、追記すべきだと思いますがいかがでしょうか。

今回の質疑で一番お聞きしたいことは、まちづくりデザインで示された車両基地の移転先で、新ホールを計画する中で、同じ場所で建て替える現計画がどのようなプロセスを経て決められたのか、県都のまちづくりを考えてのプランだったのかを11月28日の事前の地方創生対策特別委員会で質疑しましたところ、未来創生文化部が出席していないのでお答えできないとのことでしたので、この委員会にてお聞きしたいと思います。

そごうが閉店し、にぎわいがなくなった徳島の玄関である徳島駅を中心とした地域に、どういったまちづくりを行い、新たな徳島の魅力を高めるかが徳島市と県の重要な課題です。その点では、今回の県都とくしままちづくりデザインについては、当然ながらの計画だと思います。

公共施設は都市計画の観点から全体計画を立てて配置されるべきですが、同じ場所で建て替えるとの現計画はそういった議論がなされて計画されたものだったのでしょうか。

当時の会議録や記録を検証したいと思いますので、過程の詳細を教えてください。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

岡田議員より、新ホール整備の現計画の経緯に関する御質問を頂いております。

まず、現計画の経緯について御説明いたします。

現計画の新ホール整備につきましては、まず令和2年に徳島市長から旧文化センター跡地、あと県青少年センター用地を一体化して県都にふさわしい文化芸術拠点を県市協調で推進したいとの新ホール整備の緊急要望が県知事宛てにございました。

現計画における建設地につきましては、徳島市において長期間行われてきました土地条件ですとか、交通条件、周辺条件等の様々な角度によりまず建設予定地の検討を経て選定した旧文化センター跡地に徳島県青少年センター、徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センター、これらの敷地を一体活用する形で整えて面積を拡大したものとなっております。

会議録の検証ということでございましたが、令和2年度中には複数回検討会議を開催しまして、その意見やパブリックコメントなどを反映させた上で整備基本方針、整備基本計画を策定して、これら基本計画を土台としてこれまで整備事業を進めてきたところでございます。

会議録に関しましては、現在も県のホームページで公開しているところでございますが、ホール施設には近年特に社会課題の解決ですとか、にぎわいづくりの視点が求められる傾向がございます。

ですので、当時の検討段階におきましてもにぎわいづくりですとか街の視点ということは御意見がありまして、徳島市の中心市街地活性化計画への位置付けも記載されてはおりますが、今般県がお示した県都のグランドデザインの動画にありますような背景はありませんでした。

また、公開しております県都とくしまの動画につきまして、その中身、記載に関する御指摘を頂きました。この動画につきましては、政策創造部が取りまとめをしておりますので、頂いた内容につきまして、担当部のほうにお伝えすることといたします。

岡田（晋）議員

私は、現計画をまだ何でもない県民市民の立場でおったときに徳島新聞の報道を見てびっくりしました。

市のホールを何で県がするんだろうとまず疑問を持ちました。そして急に新聞に出ました。それは議論がされて、また、計画されてやったものではないなど私は直感しました。今日の御説明をお伺いしても、都市計画の図面の中には現施設が入っております。ということは、現場所での建て替えということに関して、やっぱり単なる建て替えだったと私は思います。それもトップダウンで決まった、要するに市長、知事の話で決まっていって下ろされたと私は新聞報道を見る限り思いました。

それに比べ、今の発表はすばらしい計画だと私は思います。意見をお聞きすると多くの方が賛同しています。各方面との協議や法的な手続を加速度的に行っていただき、一日でも早く計画貫徹をお願いして質疑を終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

未来創生文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、未来創生文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第9号

以上で未来創生文化部関係の審査を終わります。

これをもって本日の総務委員会を閉会いたします。（14時31分）